

総合的な水俣病対策の充実強化

2,760百万円(1,685百万円)

総合環境政策局環境保健部企画課特殊疾病対策室
国立水俣病総合研究センター

1. 事業の概要

平成18年5月に水俣病公式確認50年の節目を迎えるに当たり、平成16年10月の関西訴訟最高裁判決や平成7年の政治解決も踏まえ、4月7日に発表した「今後の水俣病対策について」に基づき、医療対策等の拡充、被害者等の高齢化に対応するための保健福祉施策の充実、胎児性水俣病患者等への支援、水俣病発生地域の再生・融和(もやい直し)の促進、総合的な情報発信等を行う。

2. 事業計画

【拡充された総合対策医療事業の円滑な実施】

保健手帳の拡充内容

- ・医療費(自己負担分)について、1か月の給付上限額の廃止
- ・はり・きゅう施術費及び温泉療養費の利用回数制限及び1回当たりの給付上限額の廃止

医療手帳の拡充内容

- ・療養手当の支給要件の緩和
- ・はり・きゅう施術費の利用回数制限及び1回当たりの給付上限額の廃止
- ・温泉療養費の支給対象への追加

【今後の水俣病対策等】

高齢化対応のための保健福祉施策の充実

- ・健康管理事業の充実
- ・介護予防等在宅支援モデル研究の実施(国立水俣病総合研究センター)

水俣病被害者に対する社会活動支援等

- ・胎児性水俣病患者等の日常生活・社会活動支援
- ・胎児性水俣病に関する社会的研究の実施（国立水俣病総合研究センター）

水俣病被害者の慰謝対策

- ・水俣病公式確認50年行事の開催等への支援
- ・メモリアル事業の実施

環境保全の観点等からの地域の再生・振興対策

- ・水俣病発生地域間の交流等の推進
- ・フィールドミュージアム事業の実施
- ・水俣病問題の環境学習等の推進

関係団体との連携及び国内外への情報発信の強化（国立水俣病総合研究センター）

- ・水俣病関連資料の収集・整理の充実
- ・水俣病関連アーカイブス事業の実施
- ・国際的な水銀汚染関連情報の国際社会への発信

3．施策の効果

平成18年に水俣病公式確認から50年という節目の年を迎えるに当たり、平成7年の政治解決や今般の最高裁判決も踏まえ、医療対策等の一層の充実や水俣病発生地域の再生・融和（もやい直し）の促進等を行い、すべての水俣病被害者の方々が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするとともに、国内外への情報発信や後世への教訓の継承に資する。